

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 6 年 2 月定例会

令和 6 年 2 月 1 6 日

目 次

令和 6 年 2 月定例会
2 月 1 6 日（金曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第 1 号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
副議長選挙	3
会期の決定	4
会議録署名議員指名	4
諸報告	4
議案上程（議第 1 号及び議第 2 号）	4
提案理由の説明……………広域連合長	5
補足の説明……………事務局次長	5
質疑	6
討論	6
採決	6
議案上程（議第 3 号から議第 6 号）	7
提案理由の説明……………広域連合長	7
補足の説明……………事務局次長、事業課長	7
質疑	1 1
討論	1 2
採決	1 2
議案上程（議第 7 号）	1 3
提案理由の説明……………広域連合長	1 3
補足の説明……………事務局次長	1 3
質疑	1 4
討論	1 4
採決	1 5
議案上程（議第 8 号）	1 5
提案理由の説明……………広域連合長	1 5
質疑	1 5

討論.....	1 6
採決.....	1 6
広域連合長あいさつ.....	1 6
閉会.....	1 7

○出席議員（１４名）

２番	中 野 信 吾 議員	３番	吉 田 創 議員
４番	遠 藤 敬 知 議員	５番	細 矢 俊 博 議員
６番	鍋 倉 竹 志 議員	７番	吉 田 芳 美 議員
８番	山 科 朝 則 議員	９番	佐 藤 一 廣 議員
１０番	高 梨 忠 博 議員	１１番	金 子 豊 美 議員
１２番	舩 山 利 美 議員	１４番	洪 谷 耕 一 議員
１５番	富 樫 覚 議員	１６番	石 川 保 議員

○欠席議員（２名）

１番	佐 藤 洋 樹 議員	１３番	矢 口 明 子 議員
----	------------	-----	------------

○説明のため出席した者

広域連合長	佐 藤 孝 弘	副広域連合長	原 田 俊 二
代表監査委員	玉 田 芳 和		
事務局長	川 田 徹	事務局次長	石 川 健 吾
会計管理者	武 田 すみ子	事業課長	伊 藤 明
総務係長	後 藤 晋 介	企画財政係長	本 間 伸 一
資格管理係長	白 幡 義 幸	給付係長	村 山 美紀子

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	川 田 徹	事務局次長（兼務）	石 川 健 吾
書記（兼務）	後 藤 晋 介	書記	鈴 木 咲
書記	加 藤 優 矢		

○議事日程第１号

令和６年２月１６日（金）午後２時３０分開議

- | | | |
|-----|-----------|---|
| 第１ | 議席指定 | |
| 第２ | 副議長選挙 | |
| 第３ | 会期の決定 | |
| 第４ | 会議録署名議員指名 | |
| 第５ | 諸報告 | |
| 第６ | 議第１号 | 令和５年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号） |
| 第７ | 議第２号 | 令和５年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 第８ | 議第３号 | 令和６年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第９ | 議第４号 | 令和６年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第１０ | 議第５号 | 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に |

		関する条例の一部改正について
第 1 1	議第 6 号	山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第 1 2	議題 7 号	山形県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画について
第 1 3	議題 8 号	山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

○本日の会議に付した事件

日程第 1	議席指定	
日程第 2	副議長選挙	
日程第 3	会期の決定	
日程第 4	会議録署名議員指名	
日程第 5	諸報告	
日程第 6	議第 1 号	令和 5 年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議第 2 号	令和 5 年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議第 3 号	令和 6 年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 9	議第 4 号	令和 6 年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 0	議第 5 号	山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 1 1	議第 6 号	山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 1 2	議題 7 号	山形県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画について
日程第 1 3	議題 8 号	山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

午後 2 時 3 0 分 開議

○議長（船山利美） これより、2 月 9 日告示招集されました令和 6 年 2 月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、佐藤洋樹議員、矢口明子議員です。

出席議員は、1 4 名で定足数に達しております。なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、これを許可しておりますのでご了承願います。

本日の議事は、日程第 1 号をもって進めます。

議席指定

○議長（船山利美） 日程第 1 議席の指定を行います。

令和 5 年 9 月 8 日告示の選挙で新たに広域連合議会議員となられた細矢俊博議員、鍋倉竹志議員、矢口明子議員、及び令和 5 年 1 2 月 1 日告示の選挙で新たに広域連合議会議員となられた吉田創議

員、遠藤敬知議員、山科朝則議員、佐藤一廣議員、渋谷耕一議員、富樫寛議員の議席を定めます。
会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。
現在ご着席の議席を議席といたします。

副議長選挙

○議長（船山利美） 日程第2 副議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。副議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行うことをご提案しますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙については、指名推選の方法によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、佐藤一廣議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました佐藤一廣議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご異議なしと認めます。

したがって、佐藤一廣議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐藤一廣議員が出席しておりますので、会議規則第27条第2項の規定により、当選を告知します。

副議長に当選されました佐藤一廣議員から、ごあいさつをお願いします。

○副議長（佐藤一廣） 議長。

○議長（船山利美） はい。佐藤議員。

○副議長（佐藤一廣） お疲れ様でございます。ただいま皆様のご選挙によりまして副議長という大任を賜りました、真室川町議会議員佐藤一廣と申します。

大変に光栄であり、身の引き締まる思いであります。国内外ともに不確実性の高い環境下にあると考えております。当広域連合においても同様かと存じております。皆様のお知恵を頂きながら、舩山議長を補佐して参りたいという風に思っております。当連合の目的に沿った方向へ前進できますよう頑張ってお参りますので、今後とも皆様方のご協力よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

会期の決定

○議長（舩山利美） 日程第3 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（舩山利美） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

会議録署名議員指名

○議長（舩山利美） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により、議長において指名します。

会議録署名議員に、5番細矢俊博議員、6番鍋倉竹志議員を指名します。

諸報告

○議長（舩山利美） 日程第5 諸報告を行います。

監査委員より、令和5年8月から令和6年1月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

議第1号及び議第2号

○議長（舩山利美） 日程第6 議第1号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第7 議題2号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、関連がありますので一括して上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（船山利美） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第1号及び議第2号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第1号の一般会計補正予算につきましては、既決の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳出予算内の1億6,196万8,000円について組み替えを行うものです。

議第2号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億6,182万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,611億8,787万9,000円とするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（船山利美） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） 初めに、議第1号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページをお願いいたします。既決の歳入、歳出予算算総額は変更せず、歳出内の1億6,196万8千円を組み替えるものでございます。詳細につきましては、別冊「令和5年度歳入歳出予算事項別明細書」で、ご説明申し上げます。

事項別明細書の、3ページ、4ページをお願いいたします。補正額の1億6,196万8千円について、「2款1項2目」のうち「24節 積立金」財政調整基金への積立金を増額いたします。歳出の「3款1項1目 繰出金」について、同額を減額するものであります。国の電算処理システム機器更新スケジュールが1年延長になったことに伴う補正となります。

議第1号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についての説明は、以上でございます。

続きまして、議第2号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページをお願いいたします。歳入歳出予算を、それぞれ1億6,182万8千円を減額し、総額を1,611億8,787万9千円とするものでございます。詳細につきましては、同じく、別冊の「令和5年度事項別明細書」でご説明申し上げます。

はじめに、歳入補正について、7ページ、8ページをお願いいたします。医療給付費等準備基金の利子収入の増額に伴い、「6款1項1目 利子及び配当金」の基金利子に14万円を増額、国の電算処理システム機器更新スケジュールの1年延長に伴い、「7款1項1目 一般会計繰入金」について、1億6,196万8千円を減額するものでございます。

続きまして、歳出補正について9ページ、10ページをお願いいたします。国の電算処理システム機器更新スケジュールの1年延長に伴い、「1款1項1目 一般管理費」のうち、11節、12節、18節について、それぞれ所要の減額、増額を行いまして、1億6,196万8千円を減額するものでございます。

また、「5款1項1目 医療給付費等準備基金積立金」について、利子収入増額分14万円を、積立金として増額するものでございます。

以上、議第1号及び議第2号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（船山利美） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美） これより質疑に入ります。

ただいま上程された議案2件に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美） これより採決します。

初めに、日程第6 議第1号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第1号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第6 議第1号については、原案のとおり可決されました。

○議長（船山利美） 次に、日程第7 議第2号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第2号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第7 議第2号については原案のとおり可決されました。

議第3号から議第6号

○議長（船山利美） 次に日程第8 議第3号から日程第11 議第6号の議案4件は、関連がありますので、一括して上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（船山利美） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第3号から議第6号につきましてご説明申し上げます。初めに、議第3号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、歳入歳出総額を、それぞれ9億3,412万8千円とするものであります。

議第4号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,632億7,517万円とするものであります。

議第5号「山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」につきましては、地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

議第6号「山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきましては、令和6年度・7年度の新たな保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により、賦課限度額及び均等割り保険料の軽減判定所得基準額を引き上げるものであり、さらには、健康保険法等の一部改正に伴う関係政省令の改正により、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（船山利美） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） それでは議第3号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページをお願いいたします。歳入、歳出予算総額は、それぞれ9億3,412万8千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊の「令和6年度当初予算に関する説明書」でご説明申し上げます。別冊の説明書をお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。3ページ、4ページをお願いいたします。「1款 分担金及び負担金」につきましては、広域連合の運営に対し、市町村から負担していただく事務費負担金でございます。前年度より2,963万6千円減の7億7,130万2千円としたところでございます。

「2款 財産収入」につきましては、財政調整基金の利子として、5千円を計上したところであります。

「3款 繰入金」につきましては、電算処理システム機器更新のため、財政調整基金に積み立てた1億6,196万8千円を繰り入れるものであります。

「4款 繰越金」は存目として1千円を計上、「5款 諸収入」につきましては、「1項 預金利子」に1千円を、「2項 雑入」に派遣職員の住居借上げに係る負担金などとして、85万1千円を計上しております。

次に歳出についてご説明申し上げます。5ページ、6ページをお願いいたします。「1款 議会費」につきましては、議員報酬及び議会開催に係る費用弁償など、62万2千円を計上したところであります。

「2款 総務費 1項 総務管理費」であります。「1目 一般管理費」につきましては、公金振込手数料有料化に伴う手数料や、情報発信基盤強化のためのホームページリニューアル費用、財務会計システムの更新費用、新年度の派遣職員要員計画による人件費負担金を計上した結果、4,350万円増の2億3,368万6千円としたところであります。

7ページ及び8ページをお願いいたします。中段辺り「2目 財政管理費」につきましては、財政調整基金の利子積立金、5千円を計上したところであります。

「2項 選挙費」につきましては、選挙管理委員会委員報酬4万8千円を、「3項 監査委員費」につきましては、監査委員報酬等9万円を計上したところであります。

9ページ、10ページをお願いいたします。「3款 民生費」につきましては、特別会計の事務経費に係る繰出金であります。電算処理システムの機器更新や、診療報酬明細書電算処理経費の増などにより、前年度より8,896万5千円増の6億9,467万7千円を計上したところであります。

「4款 予備費」につきましては、前年度同額の500万円としたところであります。

これらの結果、令和6年度歳入歳出予算総額は、1ページ及び2ページにありますとおり、前年度比1億3,245万円増の9億3,412万8千円となったところであります。別冊の11ページ、12ページは特別職及び一般職の給与費明細書、13ページ、14ページは債務負担の調書でございます。

以上で、議第3号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の説明を終わります。

続きまして、議第4号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（伊藤明） 議長。

○議長（船山利美） 伊藤事業課長。

○事業課長（伊藤明） 続きまして、議第4号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましてご説明申し上げます。

それでは議案書の7ページをご覧ください。第1条では、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,632億7,517万円と定めるものです。第2条では、一時借入金の最高額を120億円と定めるものです。第3条では、歳出予算の各項の流用できる場合について定めるものでございます。詳細につきましては、別冊の「令和6年度当初予算に関する説明書」によりご説明を申し上げますので別冊資料の方再びご覧いただきたいと思います。

別冊資料の17ページ、18ページをご覧いただきたいと思います。歳入になりますが、「1款 分担金及び負担金 1項 市町村負担金」は、保険料等負担金と療養給付費負担金でありまして、第9期特定期間保険料率の算定に基づき計上しており、前年度比22億564万3千円増の290億1,339万5千円を計上しております。

次に、「2款 国庫支出金」になりますが、「1項 国庫負担金」につきましては、国が定率負担などにより交付するものでございまして、前年度比11億6,267万6千円増の397億5,870万8千円を計上しております。「2項 国庫補助金」につきましては、広域連合間の財政力の均衡を図るために国から交付されます普通調整交付金や健康診査事業などに対する国からの補助金であり、前年度比7億5,184万4千円増の161億1,998万3千円を計上しております。

次に、17ページから20ページにかけて、「3款 県支出金」でございしますが、「1項 県負担金」は、県が定率負担などにより交付するものであり、前年度比4億9,114万6千円増の138億8,079万8千円を計上しております。

「4款 支払基金交付金」は、医療給付費に対します現役世代の負担分ということで社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、高齢者負担率の見直しによりまして、現役世代の負担が緩和される一方、引き続き医療給付費が伸びていることもあり、前年度比3億9,969万4千円増の620億9,738万3千円を計上しております。

次に、「5款 特別高額医療費共同事業交付金」でございしますが、国保中央会が事業主体となりまして、著しく高額となる医療費につきまして、全国47の広域連合で財政調整し交付するもので、前年度比3,397万2千円減の8,256万9千円を計上しております。

次に、「6款 財産収入」は、医療給付費等準備基金利子収入としまして、前年度比16万円増の36万円を計上しております。

「7款 繰入金」でございしますが、「1項 一般会計繰入金」は、特別会計の事務費に充てるため、一般会計から繰入れるものでありまして、前年度比8,896万5千円増の6億9,467万7千円を計上しております。「2項 基金繰入金」は、保険料上昇抑制の財源ということで、医療給付費等準備基金から繰入るものでございまして、前年度比2億2,500万円減の15億円を計上しております。

続きまして21ページ、22ページをご覧いただきたいと思います。「8款 繰越金」及び、「9款 諸収入」のうちの、「1項 延滞金、加算金及び過料」と、「2項 預金利子」は、存目のみ計上しております。また、「3項 雑入」でございしますが、損害賠償金の第三者納付金などを受入れるものであり、前年度比91万円増の1億2,729万4千円を計上しております。

続きまして23ページ、24ページをご覧いただきたいと思います。歳出になりますが、「1款 総務費」は、電算処理システムに係る機器更改及び運用業務委託、電算処理業務委託などの経費や、各種通知やお知らせ等の作成委託、郵送などに要する経費でございまして、前年度比9,593万4千円増の7億871万円を計上しております。

次に、「2款 保険給付費」になりますが、「1項 療養諸費」は、入院や外来、調剤などの療養給付費、及び接骨院やはり・きゅう・マッサージなどの施術による療養費などでして、被保険者数の増加や1人当たりの医療給付費の増加などを考慮しまして、前年度比41億8,636万5千円増の1,586億6,415万8千円を計上しております。

次に、25ページ、26ページをご覧いただきたいと思います。「2項 審査支払手数料」は、レセプトの審査、及び医療機関へ医療給付費を支払うにあたりまして山形県国民健康保険団体連合会に支払う手数料であり、前年度比4,504万5千円増の4億6,998万2千円を計上しております。次に「3項 高額療養諸費」でございしますが、医療費の自己負担額が、限度額を超えた場合に支給をいたします高額療養費や、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、限度額を超えた場合に支給します高額介護合算療養費などであり、医療の高度化などから、前年度比2億5,382万8千円増の14億9,921万8千円を計上しております。「4項 その他医療給付費」でございしますが、葬祭費及び傷病手当金を支給するものであり、被保険者数の増加に伴いまして、前年度比3,130万7千円増の6億9,415万7千円を計上しております。

「3款 支払基金拠出金」は、医療制度改革に基づきまして、現役世代に対しまして出産育児支援金を、新たに拠出するためのものでございまして、1億3,267万1千円を計上しております。

次の27ページ、28ページをご覧いただきたいと思います。「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額となる医療費の発生による保険者の財政運営の安定化を図るため、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国で財政調整を行い交付するための原資として、国保中央会へ拠出するもので、前年度比3,397万2千円減の8,271万9千円を計上しております。

次に、「5款 保健事業費」は、被保険者の健康保持増進を図るため、第3期保健事業実施計画に基づき、高齢者の健康診査、歯周疾患検診、各種訪問指導、及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進に係る経費でということでございまして、合計額の欄は29ページにまたがっております29ページになりますが、前年度比1億3,072万8千円増の9億9,489万4千円を計上しております。

「6款 基金積立金」は、医療給付費等準備基金の利子積立金であり、前年度比16万円増の36万円を計上しております。

「7款 諸支出金」は、保険料還付金、還付加算金、償還金でございまして、前年度同額の2,330万1千円を計上しております。

「8款 予備費」は、前年度と同額の500万円を計上しております。

その結果、15ページ、16ページに記載ありますように、令和6年度歳入歳出予算の総額につきましては、前年度比48億4,206万6千円増の1,632億7,517万円となったところでございます。なお、31ページ、32ページにつきましては、給与費明細書でございます。

以上が、議第4号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の説明でございます。続きまして、議第5号、議第6号に関しましては説明員を交代させていただきます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（船山利美） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） 議第5号「山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」について、ご説明申し上げます。

議案書9ページをお願いいたします。地方自治法の一部改正に伴い、令和6年4月1日からパートタイムの会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。第2条第1項及び第3条について、これまでの期末手当に、勤勉手当を加えるよう改めるものであります。施行期日は、令和6年4月1日であります。

続きまして、議第6号「山形県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について、ご説明申し上げます。

議案書10ページをお願いします。令和6年度、7年度の次期特定期間の新たな保険料率を定めるとともに、「高齢者の医療の確保に関する法律の施行令」の改正により、賦課限度額及び均等割り保険料の軽減判定所得基準額を引き上げるものであり、さらには今般の全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正の施行に伴う関係政省令の公布を踏まえ、条例の一部を改正するものであります。

第10条の「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、所得割率「0.0880」を「0.0943」に、第11条の「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、被保険者均等割額「43,100円」を「47,600円」に、第12条の賦課限度額「66万円」を「80万円」に改めるものであります。

第14条第1号アの「法第117条第2項の規定による拠出金」に、「法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する流行初期医療確保拠出金等」を加えるよう改め、第3号の「被保険者均等割総額」の次に「48分の52に相当する額」を加えるものであります。

保険料の軽減判定の所得基準額につきまして、第16条第1項第2号の「29万円」を「29.5万円」に改め、第3号の「53.5万円」を「54.5万円」に改めるものであります。

また、議案書10ページから11ページ、附則としたしまして、「施行期日」及び「経過措置」を規定するものであります。施行期日は令和6年4月1日であります。

以上、議第5号及び議第6号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（船山利美） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美） これより質疑に入ります。

ただいま上程された議案4件に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美） これより採決します。

初めに、日程第8 議第3号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第3号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第8 議第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長（船山利美） 次に、日程第9 議第4号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第4号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第9 議第4号については、原案のとおり可決されました。

○議長（船山利美） 次に、日程第10 議第5号「山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第5号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第１０ 議第５号については、原案のとおり可決されました。

○議長（船山利美） 次に、日程第１１ 議第６号「山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第６号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第１１ 議第６号については、原案のとおり可決されました。

議第７号

○議長（船山利美） 続きまして、日程第１２ 議第７号「山形県後期高齢者医療広域連合第４次広域計画について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（船山利美） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第７号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第７号につきましては、後期高齢者医療制度を取り巻く新たな課題等に対応し、引き続き市町村と連携・協力しながら、制度の安定した運営を行っていくため、第３次広域計画を見直し、新たに第４次広域計画を作成しようとするものです。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（船山利美） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） 議第７号「山形県後期高齢者医療広域連合第４次広域計画」について、ご説明申し上げます。

議案書１２ページをお願いいたします。当広域連合における最上位計画である現行の第３次広域計画を見直し、新たに第４次広域計画を策定するものであります。詳細につきましては、別冊である山形県後期高齢者医療広域連合第４次広域計画案でご説明申し上げます。なお、本計画につきましては、これまで政策調整会議や長寿医療懇談会等での議論を踏まえまして、さらには１カ月間にわたるパブリック・コメントを実施し、調整を図ったものでございます。

それでは計画書 1 ページをお願いいたします。ローマ数字の 1、「計画の趣旨」についてであります。広域計画は、地方自治法や広域連合規約に基づき策定する計画で、広域連合の基本方針や施策の方向性、広域連合と市町村の役割分担等を定めるものであります。後期高齢者医療制度の開始から 16 年が経過し、制度を取り巻く新たな状況や課題に対応し、引き続き市町村と連携、協力しながら、制度の安定した運営を行っていくため、策定するものであります。

少し飛びまして計画書 6 ページをお願いいたします。制度を取り巻く現状から、持続可能な制度とするためには、2 の課題といたしまして、医療費の適正化や健康保持の推進など、5 つの課題についての対応が求められているものでございます。

続きまして 8 ページをお願いします。これらの現状や課題を受け、計画の根幹をなす基本方針につきましては、広域連合として、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に努め、被保険者の誰もが安心して健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指すとしたところであります。

続きまして、ローマ数字の 4 の施策の方向性と市町村との事務分担であります。1 の施策の方向性では、医療費の適正化や保健事業の推進など、5 つの事項について、基本方針の達成に向け、方向性を示したところであります。

また、9 ページ、下の方 2 の市町村との事務分担につきましては、被保険者の資格管理や、医療給付に関する事務など 5 つの事項について、効率的かつ効果的な制度運営に努めるため、広域連合と市町村それぞれの役割を明示したところであります。

11 ページをお願いいたします。5 の第 4 次広域計画の期間でございますが、将来における環境の変化等への対応と関連する第 3 次保健事業実施計画等との整合性を考慮しまして、令和 6 年度から 11 年度までの 6 年間とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（船山利美） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美） これより採決します。

日程第１２ 議第７号「山形県後期高齢者医療広域連合第４次広域計画について」を、起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第７号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第１２ 議第７号については、原案のとおり可決されました。

議第８号

○議長（船山利美） 続きまして、日程第１３ 議第８号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（船山利美） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（船山利美） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第８号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第８号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任」につきましては、広域連合規約第１１条第１項の規定により、当広域連合に置く副広域連合長２人のうち、中川副広域連合長の任期が去る令和５年１２月２１日をもって満了したため、新たに近藤洋介米沢市長を選任することについて、同規約第１２条第４項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

原案のとおり、ご同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船山利美） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（船山利美） これより質疑に入ります。

ただいまの上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（船山利美） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船山利美） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（船山利美） これより採決いたします。

日程第１３ 議第８号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第８号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（船山利美） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第１３ 議第８号については、原案のとおり同意されました。

○議長（船山利美） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長（船山利美） この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（船山利美） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） 広域連合議会２月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。本日の２月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議、御同意をいただきまして誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、施行からまもなく１６年が経過し、制度の定着が図られてきておりますが、更なる高齢化の進行により、今後も高齢者の医療費が膨らみ続けることは確実視されており、今回のような制度改正はあるものの、より一層厳しい制度運営を迫られていくことが予想されます。

このような状況の中、当広域連合といたしましては、被保険者の方々が安心して医療を受けるこ

とができるよう、新たに策定いたしました第4次広域計画や、第3期保健事業実施計画等に基づき、市町村や関係機関との連携を深め、制度の健全で安定した運営に努めるとともに、保健事業の充実強化等により、被保険者の方々の健康保持・増進を、より一層進めてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（船山利美） 以上で、令和6年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時20分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 船山 利美

署名議員 細矢 俊博

署名議員 鍋倉 竹志